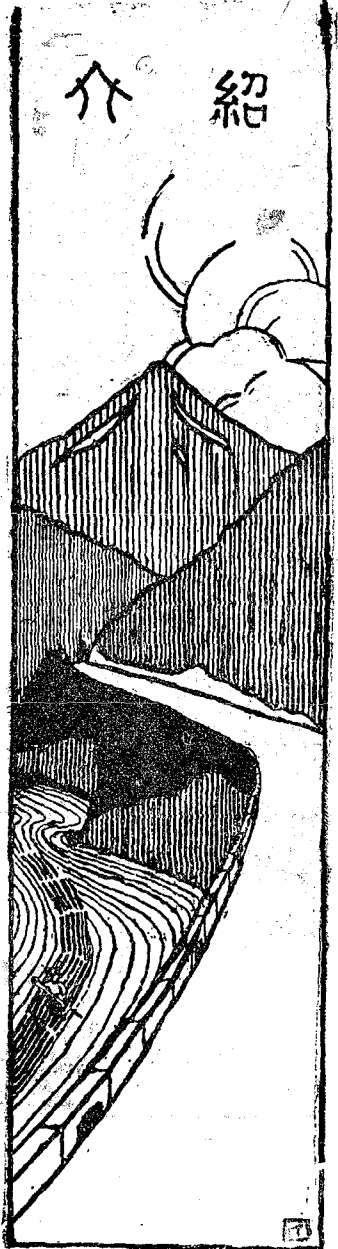


紹介



◎震災地豊岡町及城崎町の復興計畫

兵庫縣土木課長 田邊良忠

北但震災地の震害の程度や状況についてはいろいろの方
面から報道もされた事で茲には是を省略してその震災地方
が如何にして復興に努力しつつあるかを紹介せんが爲にそ
の復興計畫ともいふべきものを土木的に見た處について概
要をつゞる事にする。

震災の直後縣の土木課では相當の人を派して救援に従事

せしめると共に可及的敏速に土木的の損害の如何を知らん
事に勉めた處が幸にも二日許り後には土木的の損害たる災
害土木復舊費は縣費支辨の道路、橋梁、河川堤防を通じて
總額十六七萬圓を超えない事がわかつたのでこゝに豊岡町
及城崎町方面の復興を如何にすべきかを決するを急務と考
へて私は二十五日の午過に豊岡町に入つたと同時に行を起

して豊岡及城崎方面の震災地を隈なく視察し、幸に内務省の圓山改川改修事務所で造られた豊岡町及城崎町の平面圖に對して復興計畫の第一線を畫いたものである。

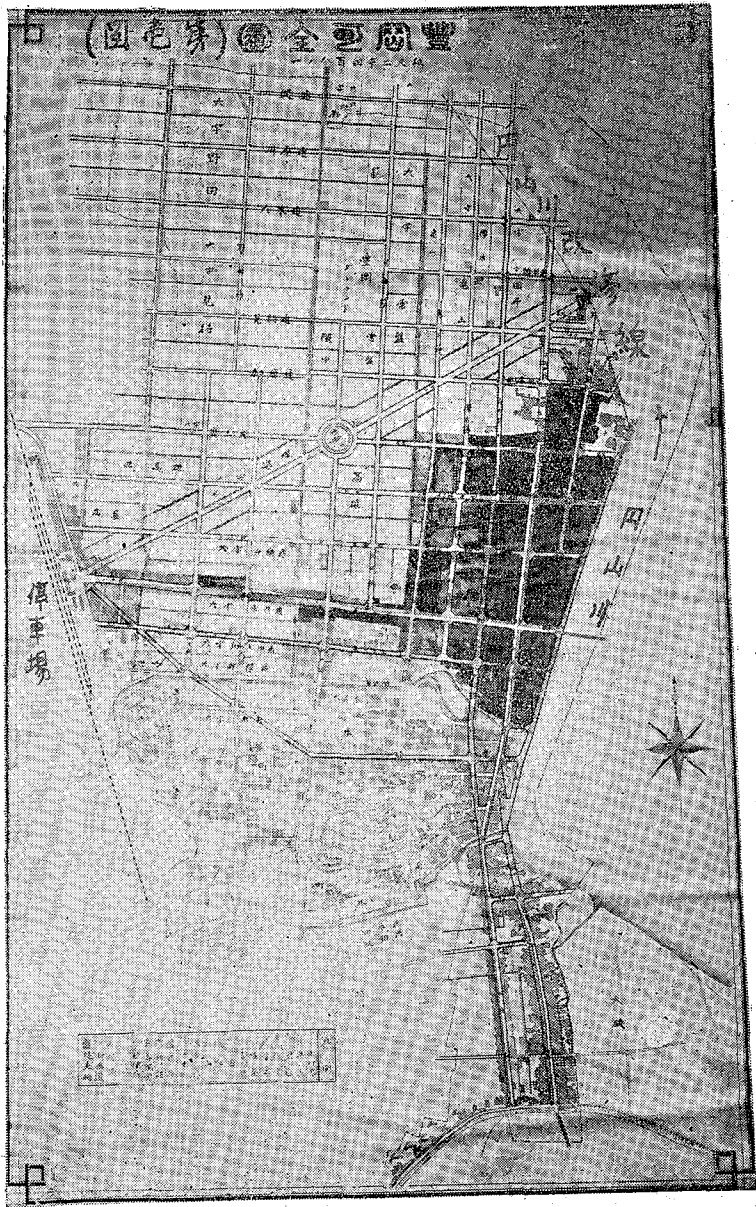
誰しもが感じたる如く北但の震災は火事なかりせばかゝる惨害を加へたものではなかつたのである、茲に於てか區劃を整備し、道路を整頓して將來相當の防火地區、避難場所等を設備する事は最も急務と考へられた。

震災以前の豊岡町は人口壹萬に近く城崎郡役所々在地として北但第一の都會地であり且つ柳行李の産地として商工業的にも相當に知られた處だけあつて早く既に道路及區劃整理等の諸問題に着目して着々その一端を實現し來つて居たのは多とすべき事と考へる。

豊岡町内には從來大體東西に亘り町の中樞を横斷する停車場前の道路と是に直角に町の中樞地區を南北に縦貫する道路との二條が府縣道であつてその交叉點を道路元標として南に延びて神戸豊岡線となり東の方豊岡久美濱線となり西は停車場前通となつて香任豊岡線と名けられ北に延ぶる

ものは豊岡城崎線となる。

是等の四路線は狭きは二間内外廣きは四間である、停車場線（便宜上略稱す）は最も交通頻繁にして且つ重要品を輸送する事多き爲に雨や雪の多い北但地方の事とて數年前よりアスファルトマカダムを以て鋪裝せられて坦々たる路狀を呈して居たもので南北線の一部にはコンクリート鋪裝が施されて是は充分好結果であるとは申しかねたがとにかく北但の一隅に鋪裝された道路があつた事は文明の恩恵として特記するに足るものであらふ、只おしい事にその幅員は停車場前に於て四間、南北線に於ては三間以下である。第壹圖豊岡町全圖にある如く停車場より東方及北方にかけて區劃整然たる一區域ありて圓形の廣場を中心に一本の隅角線と十數の路線とが畫かれてありその沿線には餘り人家のないのを見るのは是は最近數年間に耕地整理事業を以て街衢並に區劃の整理を行ふたもので、その幹線道路は實用四間、三間等に出來上つて居る、この已に行はれたる區劃の整理されたる地區ありし爲に豊岡町民をして一日も速



に舊市街たる燒跡に對して徹底的に區劃の整理を行はんとするの勇猛心を起さしむるに與つて力あつた事は見逃す事の出来ない事實である、寫眞は少しく鮮明を缺く事と思はるゝも舊市街の内暗黒にぬりつぶされた區域は今回の震災の時に燒失した區域でその区域内及停車場線を含み以南の地域に對して黒く太く實線に示したる道路劃は即ち今次の復興計畫を畫いたものである。

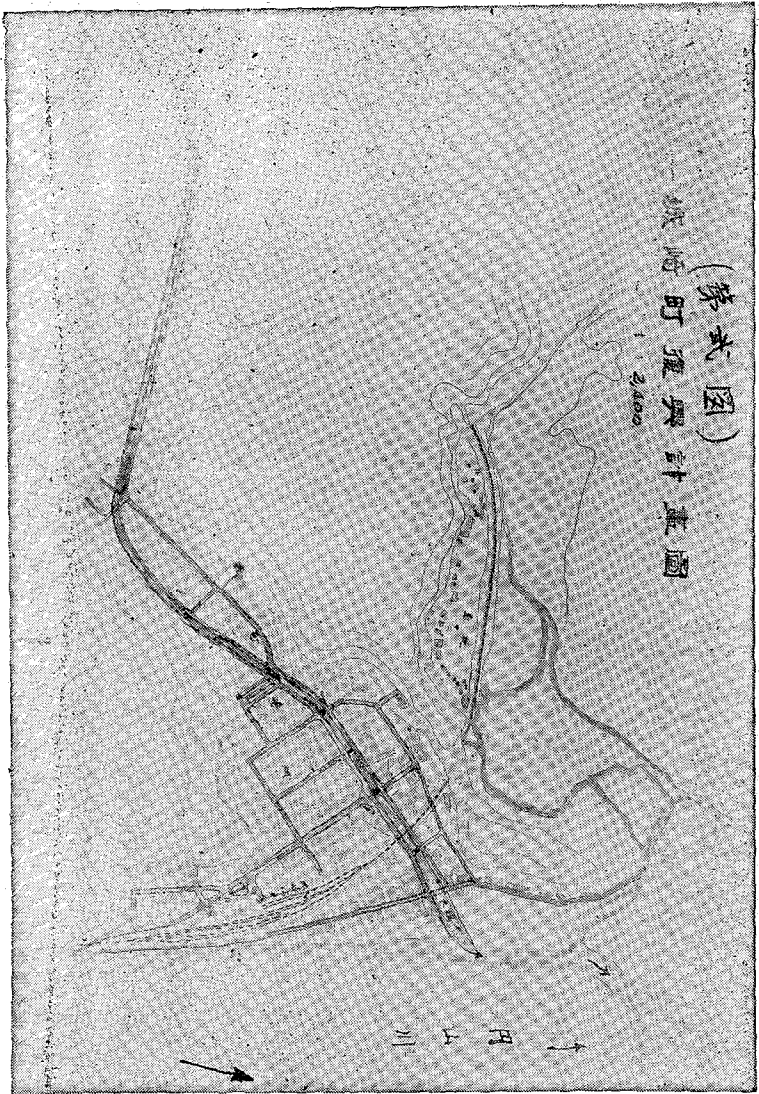
復興計畫の概要は左記の數項目に歸する事が出来る。

- 一 府縣道の幅員は凡て是を有効八間とす
- 一 主要なる町村道の幅員は是を有効六間、五間、四間、とす
- 一 八間及六間道路を以て將來の防火區劃と定む
- 一 街路の隅角は相當是を剪除す
- 一 道路の屈曲は可及的之を除く
- 一 府縣道の路面はアスファルトマカダム舗裝とす
- 一 燒失區域及倒壞區域全體に亘りて區劃整理を行ふ
- 一 府縣道は縣に於て此の際改修を行ふ

- 一 町村道は町に於て此の際改修を行ふ
- 一 整理地區全般に亘りて下水道を改良す
- 一 整理地區全般に亘りて上水道を補設す

復興計畫に對する經過は大體に於て順當に進行して居るようである、用兵は拙速を尙ぶの主旨により震災直後現地に出勤したる技術員の大部の勢力を茲に集中して先づ復興計畫圖を作成し縣の都市計畫や耕地整理の方面とも協議の上一應是を町の當局に示して町當局の決心を促す處あり町は、臨時に町會を召集して滿場異議無く此の案に基き事業を遂行せん事を議決す。

即ち直ちに縣の測量班を以て縦横の街衢を設定しその幅杭を定むる側ら耕地整理係は在來地盤區劃を調査し此の地域に對する區劃整理の準備は殆ど整頓するに至る、超えて縣全般の震災地復興に關する各般の計畫を取纏め先づ低利資金の融通を國に願ふの必要より内務大藏兩省に對して事業の計畫に關し説明する處あり、今や低資融通に關し大藏



省の意嚮決定せんとしつゝある山を聞く。

其後六月中旬を以て愈々豊岡町は事業遂行上地主の諒解を得る必要を認め縣よりも關係課長等出勤して町民大會とも言ふべき地主の總聯合會を開き事業計畫の説明とその實行方法とに關し詳細の説明を試むる處あり、に於ても復興事業委員を選定して直に全部町民の調印を取纏めの中に於て近日中全部の調節を了すべき見込確實なるに至れり。地主の總聯合會に於て申合を爲したる要項並に土地整理組合の定款書を掲げて参考に資せんとす。

○豊岡町復興計畫要項

- 一 町村道及溝梁ハ町營トスルコト
- 一 宅地整理ハ耕地整理法ノ取扱ニ準據シ區劃割ヲ行ヒ土地ノ交換分合ヲ爲スコト
- 一 宅地整理組合ヲ組織シ定款ヲ設ケ關係地主ノ承諾書ヲ徵スルコト
- 一 定款ハ凡ソ左ノ要項ニ依ル

省略ス

○豊岡町復興區劃整理組合定款

- 第一條 本組合ハ大正十四年五月二十三日ノ震災ニ由ル復興事業ヲ完成スル土地ノ交換、分合、區劃ノ變更配置ヲ行フモノトス
- 第二條 本組合ノ區域ハ別紙現形圖ノ示ス範圍ニ依ル
- 第三條 本組合ハ豊岡町復興區劃整理組合ト稱ス
- 第四條 本組合ノ事務所ハ豊岡町役場内ニ置ク
- 第五條 本組合ハ區域内ノ土地所有者ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第六條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 組合長 一名 副組合長 一名
 - 評議員 若干名
- 組合長ハ組合一切ノ事務ヲ統理シ副組合長ハ組合長ヲ補佐シ組合長事故アルトキハ之ヲ代理ス
- 役員ノ任期ハ二箇年トス
- 第七條 本組合ノ會議ハ總會及評議員會トシ議長ハ組合長之ニ當ル總會ハ組合員ヲ以テ組織シ左ノ事項ヲ議決ス

一 換地ノ配當ヲ爲スコト

二 役員選任ニ關スルニト

三 其ノ他組合長ニ於テ必要ト認メタル事項

評議員會ニ於テハ左ノ事項ヲ議決ス

一 地上物件ノ補償ニ關スルコト

二 整理前ノ土地及換地評價ニ關スルコト

三 役員ノ補缺選舉並ニ解任ニ關スルコト

四 換地清算ニ關スルコト

五 其ノ他組合長ニ於テ必要ト認メタル事項

第八條 總會及評議員ノ議事ハ組合員又ハ評議員ノ半數以上出席

シ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

總會ニ於テ組合員ハ代理人ヲ以テ表決ヲ爲スコトヲ得

第九條 本組合ニ工事、會計、及庶務ノ三係ヲ置ク

各係ノ事務ハ組合長ノ定ムル所ニ依リ副組合長及評議員之

ヲ分掌ス

第十條 本組合ニ書記何名ヲ置ク

書記ハ組合長ノ指揮ヲ受ケ事務ニ從事ス

第十一條 地上物件ニ對シ補償ヲ要スル場合ハ被害者ニ於テ損害

見積書ヲ作り組合長ニ差出スヘシ

第十二條 換地ノ配當ハ整理前ノ土地ノ面積及評價ヲ標準トス但

シ一區劃ノ間口ハ何間以上トス

換地ハ成ルヘク従前ノ位置ニ於テ之ヲ割當ツルモノトス

第一項ニ於ケル整理前ノ土地ノ面積ト稱スルハ公簿面積ヨ

リ減步率ニ相當スル面積ヲ控除シタルモノヲ云フ

但シ減步率ハ改修前後ノ道理、溝渠ノ面積ノ差ヲ民有公簿

面積ヲ以テ除シタルモノトス

第十三條 換地配當ニ關シ徵收又ハ交付スベキ金額ハ前條ノ整理

面積ニ對スル評定額ト換地ノ評定額トノ差額トス

第十四條 整理前ノ土地及換地ノ評價ハ評價委員ノ意見ヲ徵スル

モノトス

前項評價委員ハ各町ニ於テ左ノ人員ヲ選任ス

略

第十五條 本組合ノ經費ハ豐岡町ノ支出ヲ受クルモノトス

次に城崎町の復興計畫を説明する前に震災前の城崎町を説明して置きたい。

城崎町は人口は三千内外に過ぎざる小都邑なるも山陰道の關門として圓山川に沿ひたる風光の明眉なると山陰隨一の溫泉浴場として關東の箱根、伊香保にも比肩すべき設備と共に無色透明なる如何にも心地よき溫泉は山陰線の全通後極めて長足の發展を遂げて天下に廣くその名を知らるゝに至つたもので旅舎は概ね三層樓を以て互に建築の雄且美を競つて居たのである、豈計らんや道路計畫を怠りたる此の高層建築が一朝にして震災災の猛威を極端に發輝せしむるの結果を招來して町は全滅し人畜の死傷は千を以て算せられ死傷と損失との率に於て遙に横濱の震災災を凌駕せんとするの慘狀を呈するに至つたのである。

城崎町の中央を縦貫する大谿川といふ川がある、この河

は流域僅に〇・三方里許りのもの乍ら城崎町にとつて有難迷惑で、もてあましものであつた事を見逃す事は出来ない、町を縦貫して甚不規則に曲りくねつて圓山川に合流するものである處がその上流部は幅員極端に狭く屈曲も亦甚多い處から年に數回豪雨の際氾濫を免れないのあならずその下流部は幅員相當に廣さも地形平坦にして圓山川に連る爲に圓山川の増水に洩えられて下流部はその湛水の爲に復氾濫を免れない情勢である、そこで何とかして此の水害を免れたいとは古くから地方の問題で一二の成案もあつたけれども何分縣費支辨でない爲に地方はその負擔の問題に行つまつて居たやうな事である、此の河を此の機會に於て何とかせねばならぬといふ事は誰しも思當つて然も異議のあるべき筈がないのである。

然らば道路は如何、前述の通りに此處に通ずる府縣道は豐岡城崎線、城崎竹野線、城崎津居山港線、及城崎停車場線の四線であるが停車場線の三間を除いては他は悉く二間或はその以下で、町村道の如きは言ふに足りぬもののみで

ある。

城崎町が此の大震の第一震に見舞はれた時に三層樓の稍々三分の一位は倒壊したさうである、此の事は後に町長その他の人々の言葉でも明かである、處が倒壊と同時に殆ど全町は道路を閉塞せられて逃ぐるに道無く生残りたる避難者は倒壊家屋を踏み越えて山へ山へと避難した、噫悲惨、此の山への避難者は次で来る猛火に包まれて生き乍ら全滅したのである、然らざるも逃げ場を失ひて往くに道無くそのまゝ火焔の犠牲となつたものもあらふ、倒壊家屋の下敷となりて逃るべくして逃れ得ざりしものも數百を以て算するといふに至りては慘の又慘として永く吾人の記憶を去る能はざる出来事である。

城崎町は川と山とに狭まれたる谿に過ぎない、僅にその東端に於て停車場附近及其の東部に少しの平地を有するに過ぎない、かゝる地形に對應すべき將來の計畫としては一にも道路二にも道路でなければならぬと信ずる此の意味に於て城崎町の復興計畫は大谿川の改修と共にその兩岸に對

等の四間道路を劃して是を以て幹線道路と爲し右岸を以て府縣道とし別に停車場線を六間として是にアスファルトマカダムの鋪裝を爲し町村道は川の左岸道路を幹線としてその他は三間二間等に區劃したる外停車場前及町の中央部に於て地形の狹錯せる地點に廣場を置き之を美しきロロンに仕立て、平時には遊園に充て一朝事ある時は隨時に避難の場所とせん事を目論んだ。

圖に示す道路網は即ち復興計畫を示すもので在來道路は辛ぶじて圖中に發見さるゝほど狭少なものに過ぎない。

大谿川の改修計畫はその地形と降雨量の考察よりして數年來の調査材料を参照して上流部は幅員三十尺下流部は幅員三十六尺とし平均流速を三尺ならしむる如くして最高水位上三尺の餘裕を保たしむる爲に下流部にありては平均高三尺の地盛りを行ひ更に高二尺のパラベットウォールを置く、兩岸道路の河川沿ひの處には柳櫻などの風致樹を植ゑて道路そのものが遊歩道たるの感じを與へしめるようにする豫定で完成の後には春の眺めは都大路のみには限るまい

かとうぬほれたい位である。

復興の計畫についてもその説明はまだくつきさうには思へぬがあまりに技術的に互る事をさけておく、その復興事業の遂行にあたりて全町民の申合せによりて土地區劃整理を行はんとする事は全く豊岡と同様であるが城崎町は戸數も比較的少いのと、殆ど全町が焼失してゐる等の關係よりその結末は豊岡に比して一層強固であるかと思はれる。

現に全町民大會の開催後主として町役場に於て事業遂行に關して全町民の調印をとりまとめて實行の時も一日も速ならん事を待かねて居るようである残るは只豫算——財政計畫の確定のみと考へられる、この實行に至るまでの経過につきては豊岡町と大同小異につきこゝには筆を略す。

兩町の復興事業に要する經費豫算はまだ充分決定的とは申しかぬるも區劃整理によりて必要なる地積は無償提供が出来得るものとの前提の下に大凡下の如きものである。

○豊岡町復興事業費概算

金壹百四拾九萬七千圓也

内譯

府縣道改修費 六〇五、〇〇〇

町村道改修費 六三二、〇〇〇

上水道費 六〇、〇〇〇

下水道費 二〇〇、〇〇〇

○城崎町復興事業費概算

金八拾貳萬壹千圓也

内譯

府縣道改修費 一七〇、〇〇〇

町村道改修費 一三六、〇〇〇

大谿川改修費 二一五、〇〇〇

上水道費 一〇〇、〇〇〇

下水道費 一〇〇、〇〇〇

神戸豊岡線外三線
延長九八二間幅員八間

延長九〇九間幅員六間
同二六九間同五間

同四七三間同四間
同九三間同三間

應急修理及管路移轉
並増設一式

下水設備一式

豊岡波崎線外三線
延長一、五四三間幅員
六間及四間

延長一、七四間幅員四間
同二、〇二二間三間

延長九一〇間
幅員上流五間下流六間

應急修理及管路移轉
並増設一式

下水設備一式

完

参考として土工定規圖壹を添付す

復興計畫參考圖

